

# 特許微生物寄託制度について

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター

(Biological Resource Center, NITE ; NBRC)

特許微生物寄託センター

高橋 遥

# 目次

- 知的財産権と特許権について
- 微生物の特許寄託制度
- 特許寄託制度の概要

# 知的財産権と特許権について

## 知的財産の種類

### 創造意欲を促進

#### 知的創造物についての権利等

##### 特許権(特許法)

- 「発明」を保護
- 出願から20年

##### 実用新案権 (実用新案法)

- 物品の形状等の考案を保護
- 出願から10年

##### 意匠権(意匠法)

- 物品のデザインを保護
- 登録から20年

##### 著作権(著作権法)

- 文学、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
- 死後50年

##### 育成者権(種苗法)

- 植物の新品種を保護
- 登録から25年(樹木30年)

### 信用の維持

#### 営業上の標識についての権利等

##### 商標権(商標法)

- 商品・サービスに使用するマークを保護
- 登録から10年(更新あり)

##### 商号(商法)

- 商号を保護

##### 商品等表示 (不正競争防止法)

- 周知・著名な商標等の不正使用を規制

(参考)特許庁ホームページ 知的財産権について(一部抜粋)

[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_gaiyou/chizai02.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_gaiyou/chizai02.htm)

# 知的財産権と特許権について

- 特許とは

高度な技術的工夫を、発明として  
発明者の独占を認めること

(特許法 第一章 総則 第一条)

この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。



**発明を保護**

経済的インセンティブ  
創作意欲を促進

**産業活性化**

# 知的財産権と特許権について

- 特許として認められるには...

特許法では、自然法則を利用した、技術的思想の創作のうち、高度のものを保護の対象

- 産業上の利用可能性 (特許法第29条柱書き)
- 新規性 (特許法第29条第1項)
- 進歩性 (特許法第29条第2項)

また、特許出願において提出する願書に添付する明細書は、『その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること』 が求められる

(特許法第36条) : 発明の第三者による再現

# 目次

- 知的財産権と特許権について
- 微生物の特許寄託制度
- 特許寄託制度の概要

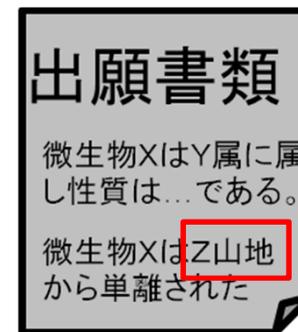
# 微生物の特許寄託制度

## ☆微生物を使用した発明

- 微生物に係る発明においては、出願書類(明細書)の記載のみでは発明を再現できない場合がある
- なぜなら...

### – 同じ特殊な微生物を、同じ場所から再発見することは困難

(容易に入手出来るものを除く)



### – 微生物を、化合物から化学的に合成していくことは極めて困難

# 微生物の特許寄託制度

☆微生物を使用した発明

- 微生物の特許寄託制度

- 微生物（動・植物細胞等を含む）に係る発明を特許出願する際に、微生物を所定の機関に寄託する制度

- 寄託された微生物を、一定の条件下で第三者に分譲する制度

→ 寄託された微生物が分譲されることにより  
第三者が発明を再現できる

# 微生物の特許寄託制度

## ☆ 関係法令

### ● 特許法施行規則

(昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号)

#### 第27条の2 (微生物の寄託)

**微生物に係る発明について特許出願をしようとする者**は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその微生物を容易に入手することができる場合を除き、その微生物の寄託について特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約(以下この条において「条約」という。)第二条(viii)の国際寄託当局の交付する条約に基づく規則第七規則の受託証のうち最新のものの写し又は特許庁長官の指定(以下この条において「機関指定」という。)する機関若しくは条約の締約国に該当しない国(日本国民に対し、特許手続上の微生物の寄託に関して日本国と同一の条件による手続を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。)が行う機関指定に相当する指定その他の証明を受けた機関に**その微生物を寄託したことを証明する書面を願書に添付しなければならない。**

- 2 特許出願の後に前項の微生物の寄託について新たな受託番号が付されたときは、特許出願人又は特許権者は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。
- 3 前項の届出は、様式第三十三によりしなければならない。

#### 第27条の3 (微生物の試料の分譲)

前条の規定により寄託された微生物に係る発明を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。

- 一 その微生物に係る発明についての特許権の設定の登録があつたとき。
- 二 特許法第六十五条第一項の規定によりその微生物に係る発明の内容を記載した書面を提示され警告を受けたとき。
- 三 特許法第五十条(同法第五十九条第二項(同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。))及び同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作成するために必要なとき。
- 2 前項の規定により微生物の試料の分譲を受けた者は、その微生物の試料を第三者に利用させてはならない。

# 目次

- 知的財産権と特許権について
- 微生物の特許寄託制度
- 特許寄託制度の概要

# 特許寄託制度の概要

- 国内の微生物寄託機関

NITEは、特許微生物寄託機関として特許微生物寄託センター(NPMD)及び特許生物寄託センター(IPOD)の2つの機関を運営

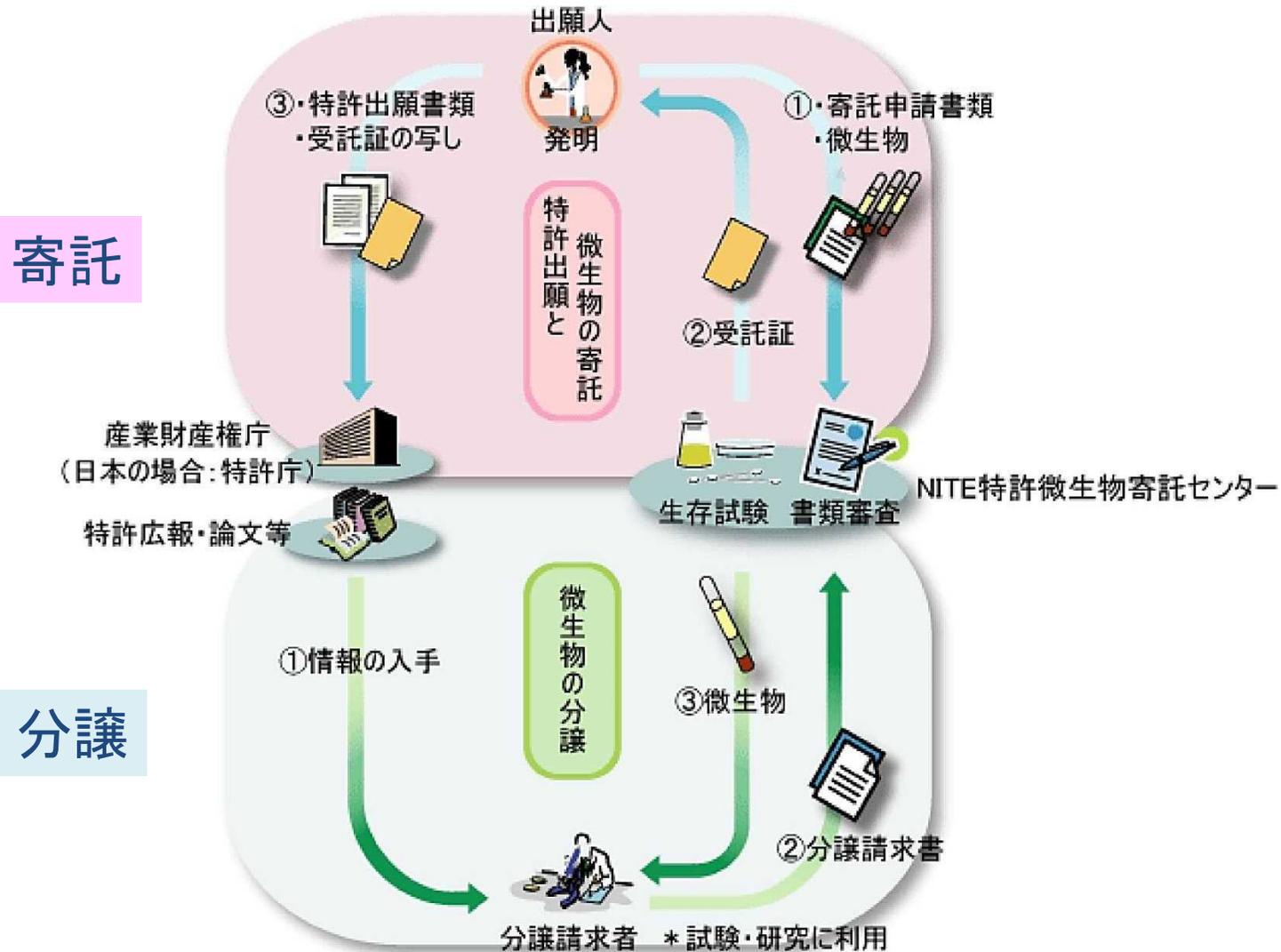
- 特許微生物寄託センター

NITE Patent Microorganisms Depository (NPMD)

- 特許生物寄託センター

NITE International Patent Organism Depository (IPOD)

# 特許寄託制度の概要



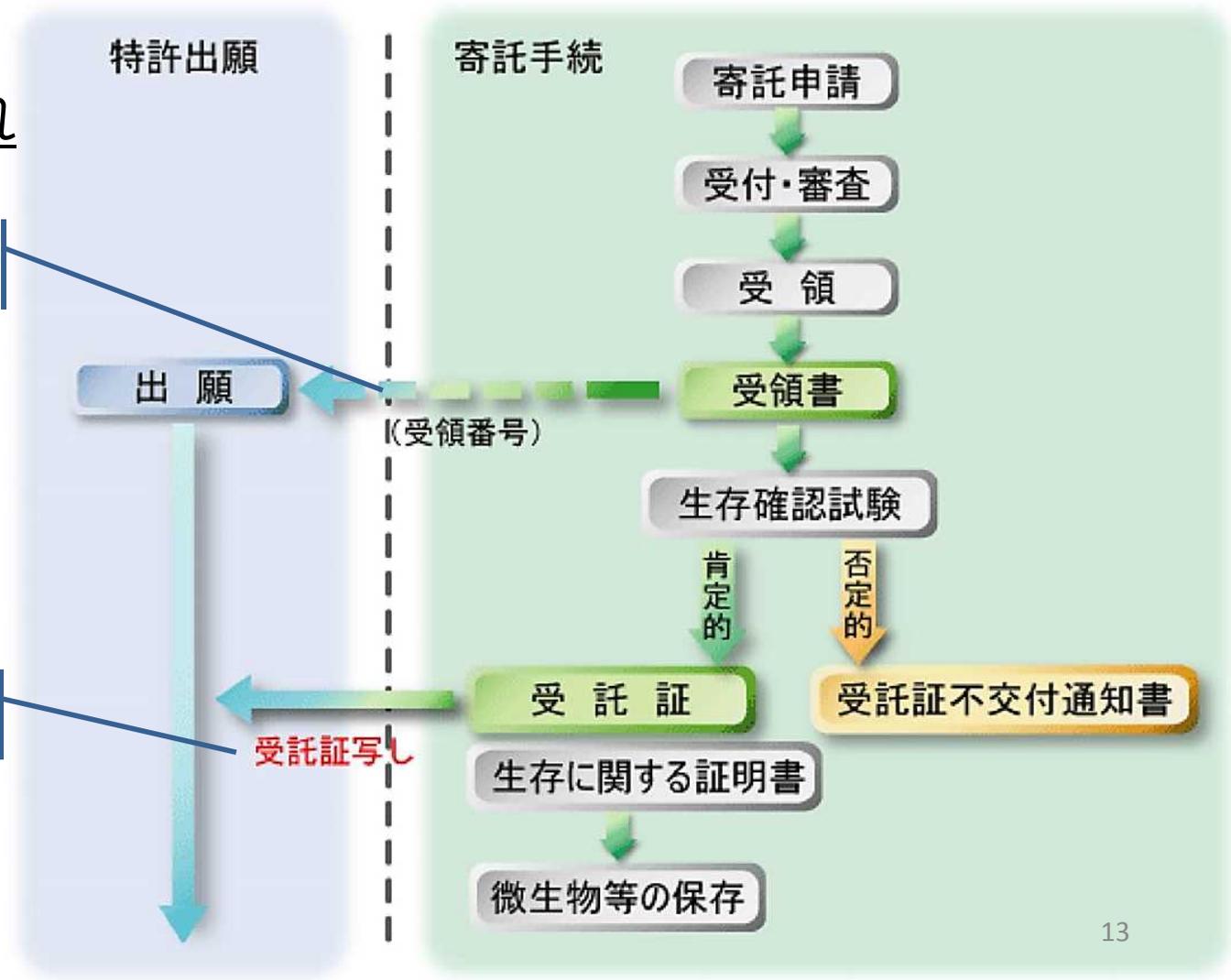
# 特許寄託制度の概要

## 寄託

### • 寄託の流れ

AP-, ABP-から始まる番号

P-, BP-から始まる番号

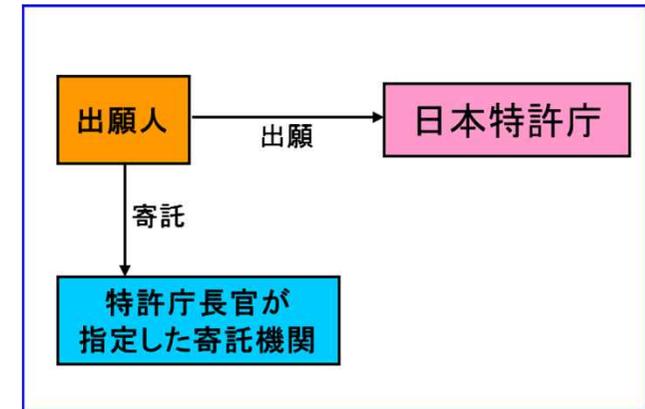


# 特許寄託制度の概要

## 寄託

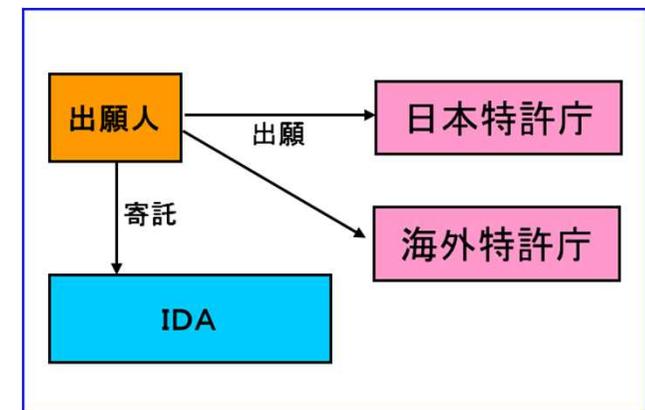
### － 国内寄託

- 日本国内に特許出願をする場合に利用する制度
- 保管期間：1年（必要に応じて希望年数分継続・延長）



### － 国際寄託

- ブダペスト条約に基づく寄託制度
- 外国（ブダペスト条約加盟国）へ特許出願する際に、国内の国際寄託当局（IDA）を利用できる制度
- 保管期間：30年



# 特許寄託制度の概要

## • ブダペスト条約

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

- 1977年 ハンガリーのブダペストで作成
- 1980年 発効
- 世界知的所有権機関（WIPO）※1が管理
- 特許手続上、各国で必要とされる微生物の寄託に関し、各締結国がいずれかの国際寄託当局(IDA) ※2に対する微生物の寄託の効果をも自国の特許手続上認め合うこととして締結された。

### ※1 世界知的所有権機関（WIPO）

全世界的な知的財産権の保護を促進することを目的とする国際連合の専門機関  
1970年設立、本部：ジュネーブ、加盟国：150カ国以上

### ※2 国際寄託当局（IDA）

ブダペスト条約上の地位を獲得した機関  
日本国内のIDA：NPMD、IPODの2機関

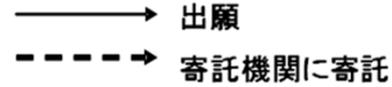
# 特許寄託制度の概要

- ブダペスト条約

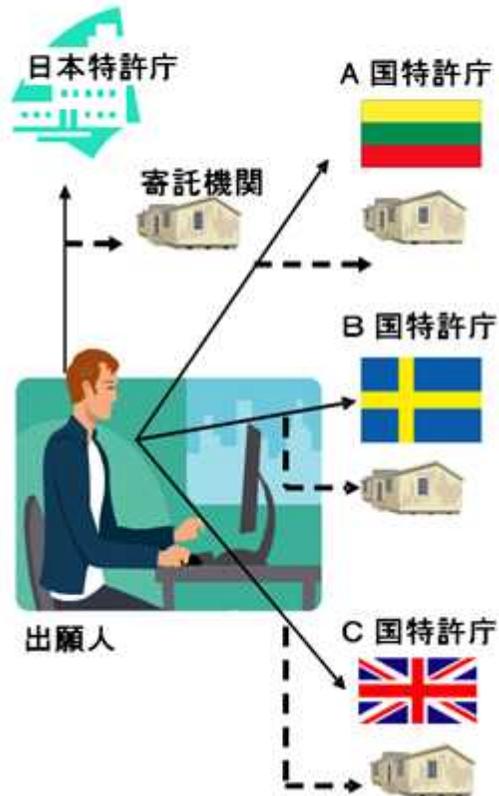
国際寄託当局(IDA)

: **27ヶ国46機関**

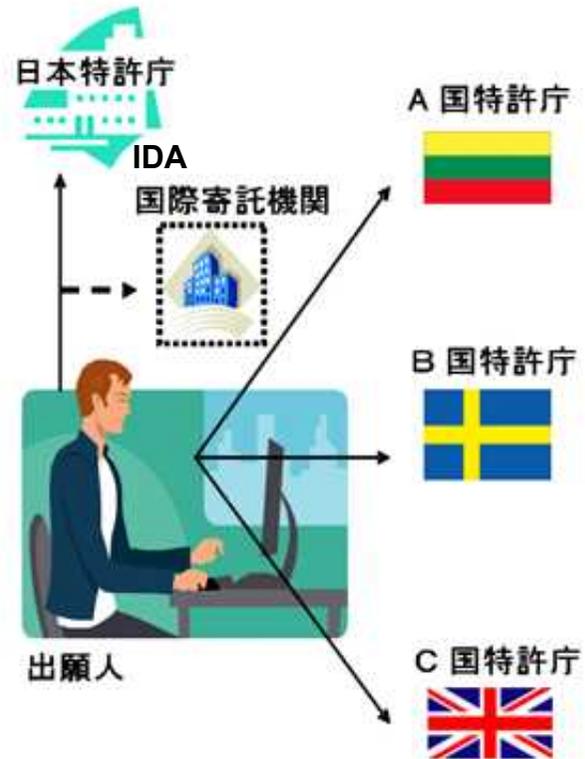
平成30年 現在



条約以前の国際寄託制度



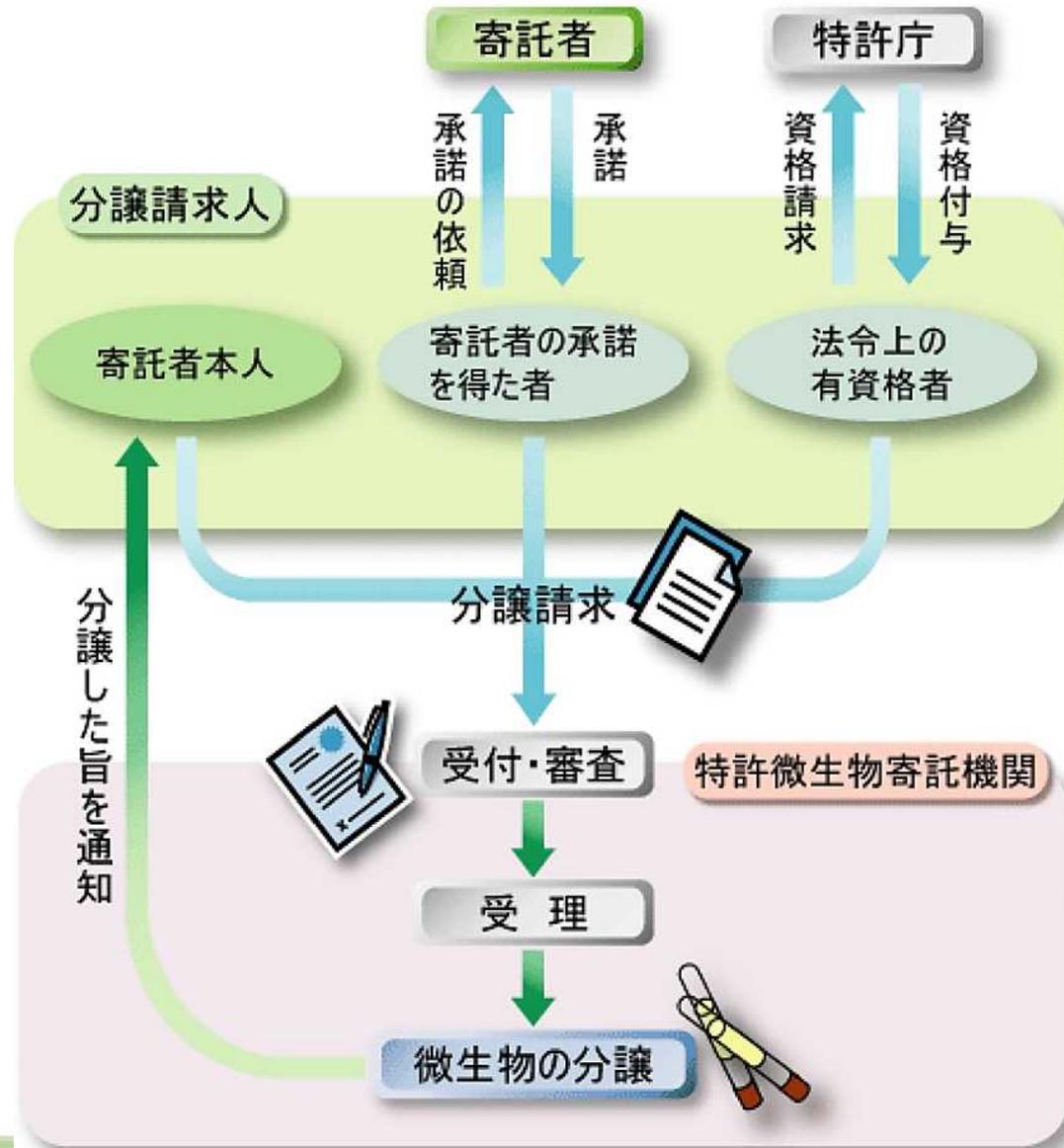
条約による国際寄託制度



# 特許寄託制度の概要

## 分譲

- 分譲の流れ



# 特許寄託制度の概要

## 分譲

- 分譲制度
  - 寄託された微生物を、一定の条件下で第三者に分譲する制度

- 分譲を受けることができる者

- ① 工業所有権庁 (特許庁)
- ② 寄託者からの承諾を得た者 (本人を含む)
- ③ 法令上の有資格者



# 特許寄託制度の概要

## 分譲

- 法令上の有資格 とは

(例) 日本の場合 : 特許庁が判断

- 特許法施行規則第27条の3

- 利用目的 : 特許に関する“試験又は研究”の目的に限る
- 次のいずれかのケースに該当する
  - ① その微生物に係る発明の特許権の設定登録があったとき
  - ② その微生物に係る発明の特許出願人から警告を受けたとき
  - ③ 特許出願人が審査官から拒絶の通知等をされ、  
それに対する意見書を作成するために必要なとき

→ 上記 2 項を満たす場合のみ、分譲が認められる

# NPMDとIPODの紹介

- NPMDとIPOD

- NPMD : 特許微生物寄託センター

- 平成16年 4月より、特許法施行規則第27条の2に基づく指定を受け、また、IDAの地位を取得し、特許微生物の寄託業務を開始

- IPOD : 特許生物寄託センター

- 昭和45年12月に特許微生物寄託機関として特許庁長官より指定され、昭和56年 5月にIDAの地位を取得
    - 平成24年度に国立研究開発法人産業技術総合研究所からNITEへ国際寄託当局の地位が継承され、特許微生物寄託業務についてはNITEに一元化

# NPMDとIPODの紹介

分類	生物種	NPMD	IPOD
微生物等	細菌	○	×
	放線菌	○	×
	古細菌	○	×
	酵母	○	×
	糸状菌	○	×
	バクテリオファージ	○	×
	プラスミド	○	×
動物細胞等	動物細胞	○	×
	受精卵	○	×
植物等	植物	×	○
	藻類	×	○
	種子	×	○
	原生動物	×	○

ただし、次のものは除く

- ◆ N I T E バイオテクノロジーセンターが定めるバイオセーフティレベル(BSL) が3又は4の微生物
- ◆ 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号)」第4条に規定する拡散防止措置のうち、P3,P3A 又はP3P の取扱いを必要とする遺伝子組換え生物
- ◆ それぞれの組成の説明及びそれらの存在を確認する少なくとも一の方法の説明が寄託申請書に記載されていない混合微生物

# NPMDとIPODの紹介

平成28年度事業報告 (HP掲載資料)

## – 寄託数 (NPMD)

NPMD 国内寄託	寄託受付			NPMD 国際寄託	寄託受付				
	新規寄託		受託数		新規寄託		国内寄託からの移管		受託数
	寄託申請	受託証の 不交付			寄託申請	受託証の 不交付	移管申請	受託証の 不交付	
A	A'	A-A'	A	A'	B	B'	(A+B)-(A'+B')		
細菌	82	8	74	細菌	31	0	13	1	43
放線菌	10	3	7	放線菌	2	0	0	0	2
古細菌	0	0	0	古細菌	0	0	0	0	0
酵母	23	0	23	酵母	4	0	2	0	6
糸状菌	24	3	21	糸状菌	6	0	1	0	7
バクテリオファージ	2	0	2	バクテリオファージ	0	0	1	0	1
プラスミド	0	0	0	プラスミド	0	0	0	0	0
微生物等計	141	14	127	微生物等計	43	0	17	1	59
動物細胞	29	2	27	動物細胞	6	1	21	0	26
受精卵	1	0	1	受精卵	0	0	0	0	0
動物等計	30	2	28	動物等計	6	1	21	0	26
合計	171	16	155	合計	49	1	38	1	85

# NPMDとIPODの紹介

平成28年度事業報告 (HP掲載資料)

## – 寄託数 (IPOD)

IPOD 国内寄託	寄託受付			IPOD 国際寄託	寄託受付				受託数 (A+B)-(A'+B')
	新規寄託		受託数 A-A'		新規寄託		国内寄託からの移管		
	寄託申請 A	受託証の 不交付 A'			寄託申請 A	受託証の 不交付 A'	移管申請 B	受託証の 不交付 B'	
細菌	-	-	-	細菌	-	-	1	0	1
放線菌	-	-	-	放線菌	-	-	1	0	1
古細菌	-	-	-	古細菌	-	-	0	0	0
酵母	-	-	-	酵母	-	-	0	0	0
糸状菌	-	-	-	糸状菌	-	-	1	0	1
プラスミド	-	-	-	プラスミド	-	-	0	0	0
微生物等計	-	-	-	微生物等計	-	-	3	0	3
動物細胞	-	-	-	動物細胞	-	-	0	0	0
受精卵	-	-	-	受精卵	-	-	0	0	0
動物等計	-	-	-	動物等計	-	-	0	0	0
植物細胞	1	1	0	植物細胞	0	0	0	0	0
藻類	7	1	6	藻類	2	0	5	0	7
原生動物	7	0	7	原生動物	0	0	3	0	3
種子	3	0	3	種子	5	0	0	0	5
植物等計	18	2	16	植物等計	7	0	8	0	15
合計	18	2	16	合計	7	0	11	0	18

# NPMDとIPODの紹介

平成28年度事業報告 (HP掲載資料)

## － 分譲数

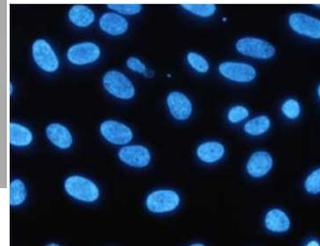
NPMD 分譲	国内寄託株	国際寄託株
細菌	5	3
放線菌	0	0
古細菌	0	0
酵母	0	0
糸状菌	0	1
バクテリオファージ	0	0
プラスミド	0	0
微生物等計	5	4
動物細胞	0	6
受精卵	0	0
動物等計	0	6
合計	5	10

IPOD 分譲	国内寄託株	国際寄託株
細菌	7	35
放線菌	0	12
古細菌	0	0
酵母	1	5
糸状菌	1	12
プラスミド	0	0
微生物等計	9	64
動物細胞	12	35
受精卵	0	0
動物等計	12	35
植物細胞	0	0
藻類	0	1
原生動物	1	4
種子	0	0
植物等計	1	5
合計	22	104

# NPMDとIPODの紹介

- お問合せ先

	NPMD (国内寄託、国際寄託)	IPOD (国内寄託、国際寄託)
受託 番号	国際寄託 : NITE BP- ○○○○○○ 国内寄託 : NITE P- ○○○○○○	国際寄託 : FERM BP- ○○○○○○ 国内寄託 : FERM P- ○○○○○○
電話 番号	0438-20-5580	0438-20-5910
FAX 番号	0438-20-5581	0438-20-5911
E-mail	npmd@nite.go.jp	ipod@nite.go.jp



ご清聴ありがとうございました